

令和 7 年 4 月 28 日 招集

令和 7 年門真市教育委員会第 4 回定例会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第４回定例会
令和７年４月２８日（月）午後２時
本館２階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第 1		会議録署名委員の指名	—
第 2		会期の決定	—
第 3	承認第 3 号	臨時代理による事務処理の承認について (令和 7 年度門真市教育委員会事務局人事について)	1
第 4	承認第 4 号	臨時代理による事務処理の承認について (令和 6 年度教育費補正予算の見積り申出について)	9
第 5	議案第 21 号	門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部 改正について	12
第 6	議案第 22 号	門真市立小学校及び中学校に設置する必要な職に関する規程 の一部改正について	51
第 7		諸報告	53

承認第3号

臨時代理による事務処理の承認について (令和7年度門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和7年4月28日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和6年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和6年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和7年4月28日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

令和6年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 財産収入

(項) 財産運用収入

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
利子及び配当金	千円 6,348	利子及び配当金	千円 6,348	千円 教育振興基金利子 【教育振興基金積立事業】 6,348

(款) 寄附金

(項) 寄附金

目	補正額	節		説明
		区分	金額	
教育費寄付金	千円 385	教育費寄付金	千円 385	千円 教育費寄付金 【学校施設営繕事業】 385

令和 6 年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 教育総務費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
教育振興基金 費	千円		千円
	6,349	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業 6,349	積立金 特定目的基金（固定資 産） 基金積立金 6,349

議案第21号

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部改正について

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）等の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年4月28日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市立水桜学園を設置することに伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立学校の管理運営に関する規則</u> (目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する<u>市立の小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。 第3条の3 略 <u>(副校長)</u> 第3条の4 <u>学校に副校長を置くことができる。</u> 2 <u>副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u> 第3条の5 略 第3条の6 略 (教務主任等) 第4条 1～2 略 3 <u>小学校及び義務教育学校の前期課程に生徒指導主事を置くことができる。</u> 4 <u>中学校及び義務教育学校の後期課程に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。</u> (その他の職)	<u>門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</u> (目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する<u>市立の小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について定めることを目的とする。 第3条の3 略 _____ _____ 第3条の4 略 第3条の5 略 (教務主任等) 第4条 1～2 略 3 小学校_____に生徒指導主事を置くことができる。 4 中学校_____に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。 (その他の職)

改正後	改正前
第4条の12 第3条の2、第3条の4から第4条まで及び第4条の4から前条までに定めるもののほか必要な職は、別に定める。 (対外運動競技への参加) 第20条 小学校及び義務教育学校の前期課程においては、対外運動競技に学校教育活動として参加しないものとする。ただし、市内又は隣接する市程度の地域内における対外運動競技については、学校運営及び児童の心身の発達からみて無理のない範囲で参加することができる。 2 中学校及び義務教育学校の後期課程においては、大阪府内で行われる対外運動競技に学校教育活動として参加することができる。ただし、近畿大会及び全国大会については、次に定めるところにより、それぞれ年1回に限り参加することができる。 (1)～(2) 略 3～5 略	第4条の12 第3条の2、第4条及び第4条の4から前条までに定めるもののほか必要な職は、別に定める。 (対外運動競技への参加) 第20条 小学校においては、対外運動競技に学校教育活動として参加しないものとする。ただし、市内又は隣接する市程度の地域内における対外運動競技については、学校運営及び児童の心身の発達からみて無理のない範囲で参加することができる。 2 中学校_____においては、大阪府内で行われる対外運動競技に学校教育活動として参加することができる。ただし、近畿大会及び全国大会については、次に定めるところにより、それぞれ年1回に限り参加することができる。 (1)～(2) 略 3～5 略

(門真市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
(学校長の職務代行の場合の公印の使用) 第6条の3 学校長が欠けたため、教頭<u>(副校長を置く学校にあつては、副校長)</u>がその職務を代行する場合においては、職務を代行される者の公印を使用するものとする。	(学校長の職務代行の場合の公印の使用) 第6条の3 学校長が欠けたため、教頭_____がその職務を代行する場合においては、職務を代行される者の公印を使用するものとする。																																								
別表第1 (第3条関係) <table><tr><th>番号</th><th>名称</th><th>書体</th><th>寸法 (ミリメートル)</th><th>印材</th><th>個数</th><th>使用区分</th><th>保管者</th></tr><tr><td colspan="8">〃 略</td></tr></table>	番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者	〃 略								別表第1 (第3条関係) <table><tr><th>番号</th><th>名称</th><th>書体</th><th>寸法 (ミリメートル)</th><th>印材</th><th>個数</th><th>使用区分</th><th>保管者</th></tr><tr><td colspan="8">〃 略</td></tr><tr><td>7</td><td>大阪府門</td><td>て</td><td>方24</td><td>つ</td><td>1</td><td>水桜小学</td><td>水桜小</td></tr></table>	番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者	〃 略								7	大阪府門	て	方24	つ	1	水桜小学	水桜小
番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者																																		
〃 略																																									
番号	名称	書体	寸法 (ミリメートル)	印材	個数	使用区分	保管者																																		
〃 略																																									
7	大阪府門	て	方24	つ	1	水桜小学	水桜小																																		

改正後										改正前																			
										一	真市立水	ん		げ	校名をも	学校長													
										13	桜小学校	書			つてする														
											之印				文書用														
										略																			
										8	大阪府門	て	方21	つ	1	第四中学	第四中												
										一	真市立第	ん		げ	校名をも	学校長													
										3	四中学校	書			つてする														
											之印				文書用														
8	略									8	略																		
二																													
3																													
8																													
二																													
4										5																			
8										8																			
二										二																			
5										6																			
9	大阪府門	て	方24	つ	1	水桜学園	水桜学																						
	真市立水	ん		げ		名をもつ	園校長																						
	桜学園之	書				てする文																							
	印					書用																							
10	略									9	略																		
10																													
二																													
2																													
10																													
二										二																			
3										3																			
10										9																			
二										二																			
4										4																			
10										9																			
二										二																			
5										5																			
10										9																			
二										二																			
6										6																			
10										9																			
二										二																			
7										7																			
10										9																			

改正後										改正前									
8										8									
10																			
9																			
10																			
10																			
10																			
11																			
10																			
12																			
11										〃 略									
11																			
2																			
11	〃 略									10	〃 略								
11																			
3																			
11																			
4	〃 略									10	〃 略								
11																			
5																			
11																			
12	大阪府門	て	方21	つ	1	水桜学園	水桜学												
	真市立水	ん		げ		校長名を	園校長												
	桜学園校	書				もつてす													
	長之印					る文書用													
13	〃 略									11	〃 略								
13																			

改正後				改正前					
—				—					
2				2					
13				11					
—				—					
3				3					
13				11					
—				—					
4				4					
13				11					
—				—					
5				5					
13				11					
—				—					
6				6					
13				11					
—				—					
7				7					
13				11					
—				—					
8				8					
13				11					
—				—					
9				9					
13				11					
—				—					
10				10					
13				11					
—				—					
11				11					
13				11					
—				—					
12				12					
				11	大阪府門て方48	つ	1	卒業証書	水桜小
				—	真市立水ん	げ		用	学校長
				13	桜小学校書				
					之印				
14				12					
14				12					
—				—					
2				2					
				12	大阪府門て方61	つ	1	卒業証書	第四中

改正後										改正前									
											一	真市立第ん		げ		用		学校長	
											3	四中学校書							
												之印							
14											12								
3											4								
14											12								
4		略									5								
14											12								
5											6								
15	大阪府門	て	方	4	つ	1	卒業証書	水桜学											
	真市立水ん				げ		用	園校長											
	桜学園之書																		
	印																		
16											13								
16											13								
2											2								
16											13								
3											3								
16											13								
4											4								
16											13								
5		略									5								
16											13								
6											6								
16											13								
7											7								
16											13								
8											8								
16											13								
9											9								

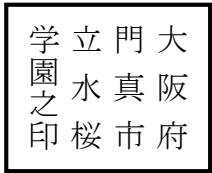
改正後										改正前									
16										13									
10																			
16																			
11																			
16																			
12																			
17										略									
17	真市立水	ん		げ		校長職務	学校長												
2	桜小学校	書				代理者名													
	長職務代					をもつて													
	理者之印					する文書													
						用													
17	略									14	大阪府門	て	方20	つ	1	第四中学	第四中		
17										真市立第	ん		げ		校長職務	学校長			
2										四中学校	書				代理名を				
										長職務代					もつてす				
	理印					る文書用													
17	略									14	略								
3																			
17																			
4																			
17																			
5																			
5																			
18	大阪府門	て	方20	つ	1	水桜学園	水桜学												
	真市立水	ん		げ		校長職務	園校長												
	桜学園校	書				代理者名													
	長職務代					をもつて													
	理者之印					する文書													
						用													

別表第2（第3条関係）

13										13	大阪府門	て	方20	つ	1	水桜小学	水桜小
10										真市立水	ん		げ		校長職務	学校長	
13										桜小学校	書				代理者名		
11										長職務代					をもつて		
13										理者之印					する文書		
12															用		

別表第2（第3条関係）

別表第2（第3条関係）

改正後			改正前		
番号	印影（ひな形）	名称	番号	印影（ひな形）	名称
	略			略	
7 — 13					大阪府門 真市立水 桜小学校 之印
				略	
8 — 3			8 — 3		大阪府門 真市立第 四中学校 之印
8 — 4 8 — 5	略		8 — 4 8 — 5 8 — 6	略	
9		大阪府門 真市立水 桜学園之 印	—		
10 10 — 2 10 — 3 10 — 4 10 — 5 10	略		9 9 — 2 9 — 3 9 — 4 9 — 5 9	略	

改正後			改正前		
—			—		
6			6		
10			9		
—			—		
7			7		
10			9		
—			—		
8			8		
10			9		
—			—		
9			9		
10			9		
—			—		
10			10		
10			9		
—			—		
11			11		
10			9		
—			—		
12			12		
			9	大阪府門真市立水 桜小学校 校長之印	大阪府門 真市立水 桜小学校 長之印
			—		
			13		
11			10		
11	〃 略		10		
—			—		
2			2		
			10	大阪府門真市立第 四中学校 校長之印	大阪府門 真市立第 四中学校 長之印
			—		
			3		
11			10		
—			—		
3			4		
11			10		
—			—		
4			5		
11			10		
—			—		

改正後			改正前		
<u>5</u>			<u>6</u>		
<u>12</u>	大阪府門 真市立水 桜学園校 長之印				
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>2</u>			<u>2</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>3</u>			<u>3</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>4</u>			<u>4</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>5</u>			<u>5</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>6</u>			<u>6</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>7</u>			<u>7</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>8</u>			<u>8</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>9</u>			<u>9</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>10</u>			<u>10</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>11</u>			<u>11</u>		
<u>13</u>			<u>11</u>		
<u>—</u>			<u>—</u>		
<u>12</u>			<u>12</u>		

改正後				改正前			
				11 — 13 大阪府門真市立水桜小学校之印	大阪府門真市立水桜小学校之印		
14 14 — 2 〃 略				12 12 — 2 〃 略			
				12 — 3 大阪府門真市立第四中学校之印	大阪府門真市立第四中学校之印		
14 — 3 14 — 4 14 — 5 〃 略				12 — 4 12 — 5 12 — 6 〃 略			
15 大阪府門真市立水桜学園之印 大阪府門真市立水桜学園之印							
16 16 — 2 16 〃 略				13 13 — 2 13 〃 略			

改正後		改正前	
3 16 4 16 5 16 6 16 7 16 8 16 9 16 10 16 11 16 12		3 13 4 13 5 13 6 13 7 13 8 13 9 13 10 13 11 13 12	
		13 13 大阪府門 真市立水 桜小学校 長職務代 理者之印 代理者之印 学校長職務 市立水桜小 大阪府門真	大阪府門 真市立水 桜小学校 長職務代 理者之印
17 17 2	略	14 14 2	略

改正後			改正前		
			14 — 3	大阪府門真市立第四中学校長職務代理印	大阪府門真市立第四中学校長職務代理印
17 — 3			14 — 4		
17 — 4		略	14 — 5		略
17 — 5			14 — 6		
18	大阪府門真市立水桜学園中学校長職務代理印	大阪府門真市立水桜学園中学校長職務代理者之印			

（門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則の一部改正）

第3条 門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則（昭和51年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立学校施設設備使用条例施行規則</u>	<u>門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則</u>
（目的）	（目的）
第1条 この規則は、 <u>門真市立学校施設設備使用条例</u> （昭和51年門真市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この規則は、 <u>門真市立小・中学校施設設備使用条例</u> （昭和51年門真市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。
（使用時間）	（使用時間）
第2条 <u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u> （以下「学校」という。）の施設設	第2条 <u>門真市立小・中学校</u> （以下「学校」という。）の施設設備（以下「施設」とい

改正後	改正前
備（以下「施設」という。）の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。 2 略 （使用許可の申請） 第3条 学校の施設を使用しようとする者は、原則として使用予定日の属する月の1月前から10日前までの間に、委員会に、<u>門真市立学校施設設備使用許可申請書</u>（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を提出しなければならない。 2 委員会は、許可申請書の提出を受けたときは、直ちに当該<u>学校</u>の長（以下「学校長」という。）に、これを送付しなければならない。 3 略	う。）の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。 2 略 （使用許可の申請） 第3条 学校の施設を使用しようとする者は、原則として使用予定日の属する月の1月前から10日前までの間に、委員会に、<u>門真市立小・中学校施設設備使用許可申請書</u>（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を提出しなければならない。 2 委員会は、許可申請書の提出を受けたときは、直ちに当該<u>小・中学校</u>の長（以下「学校長」という。）に、これを送付しなければならない。 3 略

様式第 1 号（第 3 条関係）

門真市立学校施設設備使用許可申請書		
下記のとおり使用許可申請をします。なおご許可のうえは、<u>門真市立学校施設設備使用条例</u>及び同条例施行規則並びに許可条件を厳守するのはもちろん学校又は教育委員会の指示に従うことを誓約します。 略		略
使用学校名	門真市立	略
略		
略		

様式第 1 号（第 3 条関係）

門真市立小・中学校施設設備使用許可申請書		
下記のとおり使用許可申請をします。なおご許可のうえは、<u>門真市立小・中学校施設設備使用条例</u>及び同条例施行規則並びに許可条件を厳守するのはもちろん学校又は教育委員会の指示に従うことを誓約します。 略		略
使用学校名	門真市立 <u>小</u> <u>中</u> 学校	略
略		
略		

改正後

様式第 2 号（第 4 条関係）

許可書	
略	
使用学校名	門真市立
略	

改正前	
様式第 2 号（第 4 条関係）	
許可書	
略	
使用学校名	門真市立 <u>小</u> 学校 <u>中</u>
略	

改正後

様式第 3 号（第 5 条関係）

通 知 書	略
略	
門真市立 <u>校長</u> （氏 名）様	
略	
略	

改正前

様式第3号（第5条関係）

通	知	書	略
	略		
門真市立	<u>小</u> 学校長（氏	名）様	
	<u>中</u>	略	
略			

(門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第4条 門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和51年門真市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<u>門真市立学校の通学区域に関する規則</u> (目的) 第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定に基づき、就学すべき学校の指定を行うため、<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）の通学区域を定めることを目的とする。 (通学区域) 第2条 学校の通学区域は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。 別表第1（第2条関係） 小学校校区 <table border="1"> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td></td><td>〃 略</td></tr> </table> 別表第2（第2条関係） 中学校校区 <table border="1"> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td></td><td>〃 略</td></tr> <tr> <td>第五中学校</td><td>四宮小学校校区、北巢本小学校校区、東小学校校区</td></tr> </table>	学校名	通学区域		〃 略	学校名	通学区域		〃 略	第五中学校	四宮小学校校区、北巢本小学校校区、東小学校校区	<u>門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則</u> (目的) 第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定に基づき、就学すべき学校の指定を行うため、<u>門真市立小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）の通学区域を定めることを目的とする。 (通学区域) 第2条 学校の通学区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 別表第1（第2条関係） 小学校校区 <table border="1"> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td></td><td>〃 略</td></tr> <tr> <td>水桜小学校</td><td>千石西町、千石東町、脇田町、江端町1番から7番まで及び35番（1号から3号までに限る。）並びに40番、下馬伏町、島頭3丁目（9番から12番までに限る。）、島頭4丁目、四宮6丁目、三ツ島6丁目</td></tr> </table> 別表第2（第2条関係） 中学校校区 <table border="1"> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td></td><td>〃 略</td></tr> <tr> <td>第四中学校</td><td>東小学校校区（江端町に限る。）、水桜小学校校区</td></tr> <tr> <td>第五中学校</td><td>四宮小学校校区、北巢本小学校校区、東小学校校区、<u>江端</u></td></tr> </table>	学校名	通学区域		〃 略	水桜小学校	千石西町、千石東町、脇田町、江端町1番から7番まで及び35番（1号から3号までに限る。）並びに40番、下馬伏町、島頭3丁目（9番から12番までに限る。）、島頭4丁目、四宮6丁目、三ツ島6丁目	学校名	通学区域		〃 略	第四中学校	東小学校校区（江端町に限る。）、水桜小学校校区	第五中学校	四宮小学校校区、北巢本小学校校区、東小学校校区、 <u>江端</u>
学校名	通学区域																								
	〃 略																								
学校名	通学区域																								
	〃 略																								
第五中学校	四宮小学校校区、北巢本小学校校区、東小学校校区																								
学校名	通学区域																								
	〃 略																								
水桜小学校	千石西町、千石東町、脇田町、江端町1番から7番まで及び35番（1号から3号までに限る。）並びに40番、下馬伏町、島頭3丁目（9番から12番までに限る。）、島頭4丁目、四宮6丁目、三ツ島6丁目																								
学校名	通学区域																								
	〃 略																								
第四中学校	東小学校校区（江端町に限る。）、水桜小学校校区																								
第五中学校	四宮小学校校区、北巢本小学校校区、東小学校校区、 <u>江端</u>																								

改正後			改正前		
				町を除く。)	
		略			略
別表第3（第2条関係）					
義務教育学校校区					
学校名	通学区域				
水桜学園	千石西町、千石東町、脇田町、				
	江端町1番から7番まで及				
	び35番（1号から3号までに				
	限る。）並びに40番、下馬伏				
	町、島頭3丁目（9番から12				
	番までに限る。）、島頭4丁				
	目、四宮6丁目、三ツ島6丁				
	目				

（門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正）

第5条 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を門真市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。ただし、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、教育長職務代理者に委任することができる。 (1)～(3) 略 (4) 府費負担教職員の懲戒並びに府費負担教職員たる校長、副校長及び教頭の任免その他の進退について内申すること。 (5)～(15) 略	第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を門真市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。ただし、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、教育長職務代理者に委任することができる。 (1)～(3) 略 (4) 府費負担教職員の懲戒並びに府費負担教職員たる校長_____及び教頭の任免その他の進退について内申すること。 (5)～(15) 略

（門真市立学校職員の勤務時間に関する規則の一部改正）

第6条 門真市立学校職員の勤務時間に関する規則（平成11年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																	
(趣旨) 第 1 条 この規則は、門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年門真市条例第19号）第 4 条並びに門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年門真市規則第24号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>に勤務する職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この規則において、学校職員とは次の各号に掲げる者の総称をいう。 (1) <u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>に勤務する特別支援教育に係わる専任訓練士・訓練士 (2)～(3) 略 別表（第 3 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>勤務時間の割振り</th><th>休憩時間</th></tr><tr><td>小学校及び義務教育学校の前期課程</td><td rowspan="3">〃 略</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>中学校及び義務教育学校の後期課程</td></tr><tr><td></td></tr></table>	区分	勤務時間の割振り	休憩時間	小学校及び義務教育学校の前期課程	〃 略		中学校及び義務教育学校の後期課程		(趣旨) 第 1 条 この規則は、門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年門真市条例第19号）第 4 条並びに門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年門真市規則第24号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、<u>門真市立小・中学校</u>に勤務する職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この規則において、学校職員とは次の各号に掲げる者の総称をいう。 (1) <u>小・中学校</u>に勤務する特別支援教育に係わる専任訓練士・訓練士 (2)～(3) 略 別表（第 3 条関係） <table><tr><th>区分</th><th>勤務時間の割振り</th><th>休憩時間</th></tr><tr><td>小学校_____</td><td rowspan="4">〃 略</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>_____</td></tr><tr><td>中学校_____</td></tr><tr><td>_____</td></tr></table>	区分	勤務時間の割振り	休憩時間	小学校_____	〃 略		_____	中学校_____	_____
区分	勤務時間の割振り	休憩時間																
小学校及び義務教育学校の前期課程	〃 略																	
中学校及び義務教育学校の後期課程																		
区分	勤務時間の割振り	休憩時間																
小学校_____	〃 略																	

中学校_____																		

（門真市立小学校の校庭開放に関する規則の一部改正）

第7条 門真市立小学校の校庭開放に関する規則（平成15年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立小学校及び義務教育学校の校庭開放に関する規則</u> (目的) 第1条 この規則は、本市における児童の安全な遊び場の確保のために、門真市立小学校及び義務教育学校の校庭を学校教育に支	<u>門真市立小学校の校庭開放に関する規則</u> (目的) 第1条 この規則は、本市における児童の安全な遊び場の確保のために、門真市立小学校_____の校庭を学校教育に支

改正後	改正前
障のない範囲で児童に対し開放すること（以下「校庭開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （利用対象） 第2条 校庭開放は、原則として、当該校庭開放を行う小学校及び義務教育学校（以下「開放学校」という。）の校区内に在住する児童に限り利用することができる。 （開放の日時） 第3条 校庭開放する日は、土曜日、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び休業日（門真市立学校の管理運営に関する規則（昭和33年門真市教育委員会規則第1号）第2条に規定する休業日をいう。）とし、校庭開放する時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、開放学校の管理上支障があるときその他門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が特別な事情があると認めるときは、校庭開放を行わない。	障のない範囲で児童に対し開放すること（以下「校庭開放」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （利用対象） 第2条 校庭開放は、原則として、当該校庭開放を行う小学校_____（以下「開放学校」という。）の校区内に在住する児童に限り利用することができる。 （開放の日時） 第3条 校庭開放する日は、土曜日、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）及び休業日（門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年門真市教育委員会規則第1号）第2条に規定する休業日をいう。）とし、校庭開放する時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、開放学校の管理上支障があるときその他門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が特別な事情があると認めるときは、校庭開放を行わない。

（門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部改正）

第8条 門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（教育機関等の事務分掌） 第9条 法第30条に規定する教育機関（<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）並びに市長の管理に属することとなった教育機関を除く。）及び門真市教育委員会（以下「委員会」という。）の管理に属する事業所の内部組織、事務分掌その他必要な事項は、教育委員会規則で定めるところによる。	（教育機関等の事務分掌） 第9条 法第30条に規定する教育機関（<u>門真市立小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）並びに市長の管理に属することとなった教育機関を除く。）及び門真市教育委員会（以下「委員会」という。）の管理に属する事業所の内部組織、事務分掌その他必要な事項は、教育委員会規則で定めるところによる。

（門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実

施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（平成25年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<u>門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則</u>	<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則</u>																						
（趣旨） 第1条 この規則は、<u>門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規則は、<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。																						
別表第2（第5条関係） <table><tr><th>区分</th><th>勤務時間の割振り</th><th>休憩時間</th></tr><tr><td>小学校及び義務教育学校の前期課程</td><td rowspan="3">〃 略</td><td rowspan="3">〃 略</td></tr><tr><td>中学校及び義務教育学校の後期課程</td></tr><tr><td>備考 略</td></tr></table>	区分	勤務時間の割振り	休憩時間	小学校及び義務教育学校の前期課程	〃 略	〃 略	中学校及び義務教育学校の後期課程	備考 略	別表第2（第5条関係） <table><tr><th>区分</th><th>勤務時間の割振り</th><th>休憩時間</th></tr><tr><td>小学校_____</td><td rowspan="3">〃 略</td><td rowspan="3">〃 略</td></tr><tr><td>_____</td></tr><tr><td>中学校_____</td></tr><tr><td>_____</td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考 略</td><td></td><td></td></tr></table>	区分	勤務時間の割振り	休憩時間	小学校_____	〃 略	〃 略	_____	中学校_____	_____			備考 略		
区分	勤務時間の割振り	休憩時間																					
小学校及び義務教育学校の前期課程	〃 略	〃 略																					
中学校及び義務教育学校の後期課程																							
備考 略																							
区分	勤務時間の割振り	休憩時間																					
小学校_____	〃 略	〃 略																					

中学校_____																							

備考 略																							

（門真市立中学校運動場の優先使用に関する規則の一部改正）

第10条 門真市立中学校運動場の優先使用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立中学校及び義務教育学校運動場の優先使用に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>門真市立中学校及び義務教育学校運動場の優先使用に関する規則</u>	<u>門真市立中学校運動場の優先使用に関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、<u>門真市立中学校運動場の優先使用に関する規則</u>

改正後	改正前
<u>義務教育学校運動場</u>（以下「運動場」という。）の使用機会の公平性を基本とした有効活用を図るため、運動場の優先使用について必要な事項を定めるものとする。 （優先使用の申請） 第6条 優先使用の許可を受けようとする前条第1項各号に掲げる団体の代表者（以下「申請者」という。）は、<u>門真市立中学校及び義務教育学校運動場優先使用許可・変更許可申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2～3 略 （優先使用許可書の交付） 第8条 委員会は、前条の規定により優先使用の許可をしたときは、申請者に<u>門真市立中学校及び義務教育学校運動場優先使用許可・変更許可書</u>（様式第2号。以下「優先使用許可書」という。）を交付するものとする。 （優先使用の辞退） 第9条 前条の規定により、優先使用の許可を受けた者（以下「優先使用者」という。）が優先使用を辞退しようとするときは、遅滞なく<u>門真市立中学校及び義務教育学校運動場優先使用辞退届</u>（様式第3号）に優先使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。 2 略 （優先使用結果の報告） 第10条 優先使用者は、大会等の終了後30日以内に<u>門真市立中学校及び義務教育学校運動場優先使用結果報告書</u>（様式第4号）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) 略	（以下「運動場」という。）の使用機会の公平性を基本とした有効活用を図るため、運動場の優先使用について必要な事項を定めるものとする。 （優先使用の申請） 第6条 優先使用の許可を受けようとする前条第1項各号に掲げる団体の代表者（以下「申請者」という。）は、<u>門真市立中学校運動場優先使用許可・変更許可申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2～3 略 （優先使用許可書の交付） 第8条 委員会は、前条の規定により優先使用の許可をしたときは、申請者に<u>門真市立中学校運動場優先使用許可・変更許可書</u>（様式第2号。以下「優先使用許可書」という。）を交付するものとする。 （優先使用の辞退） 第9条 前条の規定により、優先使用の許可を受けた者（以下「優先使用者」という。）が優先使用を辞退しようとするときは、遅滞なく<u>門真市立中学校運動場優先使用辞退届</u>（様式第3号）に優先使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。 2 略 （優先使用結果の報告） 第10条 優先使用者は、大会等の終了後30日以内に<u>門真市立中学校運動場優先使用結果報告書</u>（様式第4号）に次の関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) 略

様式第 1 号（第 6 条関係）

門真市立中学校及び義務教育学校運動場優先使用許可・変更許可申請書

略

次のとおり門真市立中学校・義務教育学校運動場の優先使用許可・優先使用変更許可を受けたいので申請します。

略

略	
会 場	☐ 中学校運動場（ ）
	☐ 義務教育学校運動場（ ）
略	

略

様式第1号（第6条関係）

門真市立中学校運動場優先使用許可・変更許可申請書

略

次のとおり門真市立中学校運動場の優先使用許可・優先使用変更許可を受けたいので申請します。

略

略	
会 場	□中学校運動場（ ） _____
略	

略

様式第 2 号（第 8 条関係）

門真市立中学校及び義務教育学校運動場優先使用許可・変更許可書

略

年 月 日付け、門真市立中学校・義務教育学校運動場の（優先使用許可・優先使用変更許可）の申請について、次のとおり許可します。

略

略	
会 場	☐ 中学校運動場（ ）
	☐ 義務教育学校運動場（ ）
略	

改正前

様式第 2 号（第 8 条関係）

門真市立中学校運動場優先使用許可・変更許可書

略

年 月 日付け、門真市立中学校運動場の（優先使用許可・優先使用変更許可）の申請について、次のとおり許可します。

略

略	
会 場	☐ 中学校運動場（ ） _____
略	

様式第3号（第9条関係）

門真市立中学校及び義務教育学校運動場優先使用辞退届

略

次のとおり門真市立中学校・義務教育学校運動場の優先使用を辞退したいので、お届けします。

略

略	
会 場	☐ 中学校運動場（ ） ☐ 義務教育学校運動場（ ）
略	

改正前

様式第3号（第9条関係）

門真市立中学校運動場優先使用辞退届

略

次のとおり門真市立中学校運動場の優先使用を辞退したいので、お届けします。

略

略

会 場	□中学校運動場（ ） _____
-----	--------------------------------------

☐中学校運動場（ ）

略

様式第 4 号 (第10条関係)

門真市立中学校及び義務教育学校運動場優先使用結果報告書

略

次のとおり門真市立中学校・義務教育学校運動場の優先使用の結果を報告します。

略

略	
会 場	☐ 中学校運動場（ ） ☐ 義務教育学校運動場（ ）
略	

略

様式第 4 号 (第10条関係)

門真市立中学校運動場優先使用結果報告書

略

次のとおり門真市立中学校運動場の優先使用の結果を報告します。

略

略	
会 場	□中学校運動場（ ） _____
略	

略

(門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則の一部改正)

第11条 門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則（平成28年門真市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに門真市職員の退職管理に関する条例（平成28年門真市条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）</u>に勤務する府費負担教職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (部長又は課長に相当する職) 第10条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。 (1) <u>市立学校の校長の職</u> (2) <u>市立学校の副校長の職</u> (3) <u>市立学校の教頭の職</u> (委員会への再就職の届出) 第17条 条例第3条の規定による届出は、<u>元門真市立学校に勤務する府費負担教職員再就職届出書（様式第2号）</u>を委員会に提出することにより行うものとする。 2 略	<u>門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに門真市職員の退職管理に関する条例（平成28年門真市条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、<u>門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (部長又は課長に相当する職) 第10条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。 (1) <u>門真市立小学校及び中学校の校長の職</u> — (2) <u>門真市立小学校及び中学校の教頭の職</u> (委員会への再就職の届出) 第17条 条例第3条の規定による届出は、<u>元門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員再就職届出書（様式第2号）</u>を委員会に提出することにより行うものとする。 2 略

改正後

様式第 2 号（第17条関係）

略

元門真市立学校に勤務する府費負担教職員再就職届出書

略

改正前

様式第 2 号（第17条関係）

略

元門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員再就職届出書

略

(門真市学校運営協議会規則の一部改正)

第12条 門真市学校運営協議会規則（令和4年門真市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。 (組織) 第8条 協議会の委員は、6名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、<u>義務教育学校に置く協議会及び2以上の学校について1</u>の協議会を置く場合は、15名以内とする。 (1)～(5) 略 2～4 略	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、<u>門真市立小学校及び中学校</u>に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。 (組織) 第8条 協議会の委員は、6名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、<u>2以上の学校について1</u>の協議会を置く場合は、15名以内とする。 (1)～(5) 略 2～4 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において第四中学校に在学している生徒の通学区域については、第4条の規定による改正後の門真市立学校の通学区域に関する規則別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、この規則の施行の日において水桜学園とする。

議案第22号

門真市立小学校及び中学校に設置する必要な職に関する規程
の一部改正について

門真市立小学校及び中学校に設置する必要な職に関する規程（平成3年9月17日門真市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年4月28日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市立水桜学園を設置することに伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校に設置する必要な職に関する規程の一部を改正する規程

門真市立小学校及び中学校に設置する必要な職に関する規程（平成3年門真市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立学校に設置する必要な職に関する規程</u> （趣旨） 第1条 この規程は、<u>門真市立学校の管理運営に関する規則</u>（昭和33年教育委員会規則第1号）第4条の12の規定に基づき、同規則に定めるもののほか<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）に設置する必要な職に関する事項について定めるものとする。	<u>門真市立小学校及び中学校に設置する必要な職に関する規程</u> （趣旨） 第1条 この規程は、<u>門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</u>（昭和33年教育委員会規則第1号）第4条の12の規定に基づき、同規則に定めるもののほか<u>門真市立小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）に設置する必要な職に関する事項について定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和7年度門真市一般会計当初予算の概要について
2	門真市学校給食費等の管理に関する規則の制定について
3	第5次門真市学校適正配置審議会の答申について
4	損害賠償請求事件について